

パラスポーツ普及・促進事業補助金の執行について（留意事項）

標記事業補助金の執行については、以下の点にご留意のうえ適切に処理してください。

1 証拠書類について（第5条関係）

(1) 宛名について

各申請団体の活動に係る経費を補助するものですので、ご提出いただく証拠書類の宛名は「申請団体」になります。

※当協会（一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会）宛てや、申請団体以外の宛名（個人名等）では認められませんのでご注意ください。

(2) 提出書類について

ご提出いただく書類（見積書、納品書、請求書、領収証等）は、日付け及び必要な内容の記載（品名、単価、数量等）、並びに発行元の押印があるか、必ず確認してください。書類に不備がある場合、対象経費として認められないことがあります。

証拠書類は全てコピーをご提出いただき、原簿は、申請団体が必ず一定期間保管してください。

2 旅費交通費について

別紙参照

3 報告及び額の確定・補助金の交付について（第9条・10条関係）

(1) 実績報告について

実績報告書は、事業完了後30日を目処とし年度内には必ず提出をお願いします。

県補助金により実施している事業であることから、報告が遅れると、補助金が交付できない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 額の確定について

ご報告いただいた関係書類を精査したうえで額の確定を行い、その後に補助金を交付しますので、額の確定通知後、速やかに請求書をご提出ください。

(3) 振込口座について

補助金の交付にあたっては、原則、申請団体名義の口座に振り込むものとします。

ただし、これに依りがたい場合で、それ以外（申請団体以外の法人名・会計担当者名等）の口座に振込を希望する場合は「パラスポーツ普及・促進事業補助金交付に係る委任状」（別紙4）をご提出ください。

4 その他

(1) 補助金対象の期間

本事業に係る補助金は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの活動に対して補助の対象とします。期間外の領収証などは対象経費として認められないのでご注意ください。

保険等を年間通じて加入する際も、4月1日以降の日付の領収書が必要となります。

(2) 例年、書類の訂正等が必要になるケースが複数ありますので、不明な点がある場合は必ず事前にお問い合わせいただき、適正に処理していただきますようお願いいたします。